

## 【平成29年11月14日】 JBN 10周年記念大会に築政務官が出席

築政務官は、11月14日（火）に、JBN 10周年記念大会に出席しました。

築政務官は、来賓として「JBNは、地域の工務店の活動をサポートする全国組織として、木造住宅の質の向上に大きな役割を果たしてこられた。引き続き、今後重要な課題となるリフォーム事業や住宅の耐震化・省エネ化等の政策の実現に向けて大きな役割を担う、地域の工務店の活動をサポートしていただくことを期待する」と祝辞を述べました。



JBN10周年記念大会で祝辞を述べる築政務官



JBN10周年記念大会の様子

全国工務店協会

Japan  
Builders  
Network  
JBN

工務店の今を 知る、伝える、支える情報誌

# JBN REPORT

発行：一般社団法人 JBN・全国工務店協会

〒104-0032

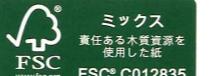
東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階

TEL: 03-5540-6678

FAX: 03-5540-6679

Mail: jbn@jbn-support.jp

HP: <http://www.jbn-support.jp>



この冊子は環境にやさしいFSC® 森林認証紙を使用しています。

工務店の今を 知る、伝える、支える情報誌

# JBN REPORT

## 特集：新年のごあいさつ

2018年1月号 -Vol.25



## 日本の住宅行政の大変革期、新しい形で工務店が地域に必要とされる存在に 謹賀新年

一般社団法人 JBN・全国工務店協会会長 青木 宏之

新年あけましておめでとうございます。

国土交通大臣 政務官 築様、住宅局長 伊藤様に御参加いただき会員工務店・協力会員・連携団体・支援団体の皆様約700名で10周年の式典を盛大に祝うことが出来ました。

日本に北米NAHBのような工務店団体を作りたいと全力で走って来た結果、おかげさまでJBN全国工務店協会は設立10年で、北は北海道、南は沖縄まで3000社をこえる元請工務店の全国組織になりました。JBN全国工務店協会はあくまでも「工務店による工務店の為の組織」です。組織運営はまだ未熟ですが各地の工務店の実体、どのような支援が必要かは自分達が一番解っている団体です。

2006年の住生活基本法の制定により日本の住宅行政は、新築からストック重視へと大きくカジを切りました。戦後の人口増による住宅不足から、人口減による住宅余りに対応していかなければならなくなりました。

戦後我々の先輩が大量に作った住宅を性能アップリフォームして維持管理することは、消費者に対する工務店の義務だと思います。又、ストック住宅をリフォームしインスペクションして流通に乗せる（安心R住宅）。資産になる住宅として新築・リフォームの長期

優良住宅、良い材料で良い仕事の新築中心で経営してきた地域工務店にとって、ほとんどのビジネスはスタートしたばかりです。

戦後自然発的に生まれた工務店が、地域に役立つて継続するには、ストック対応に知恵をしほる必要があると思います。

これらの仕事を実際に現場で受け持つのは日本の優秀な大工職人です。危機的状況にあることをしっかりと理解し、「工務店は大工がいなければできない」をスローガンに、JBNは大工育成に取り組む団体宣言をしました。

全ての事業より先に取り組みます。近い将来大工が居なくて受注できない時代が来ない様、投資をしていきましょう。

又、大きなマーケットになると期待される小中規模木造建築も大工のいる工務店の仕事ととらえ、対応していくかなければなりません。

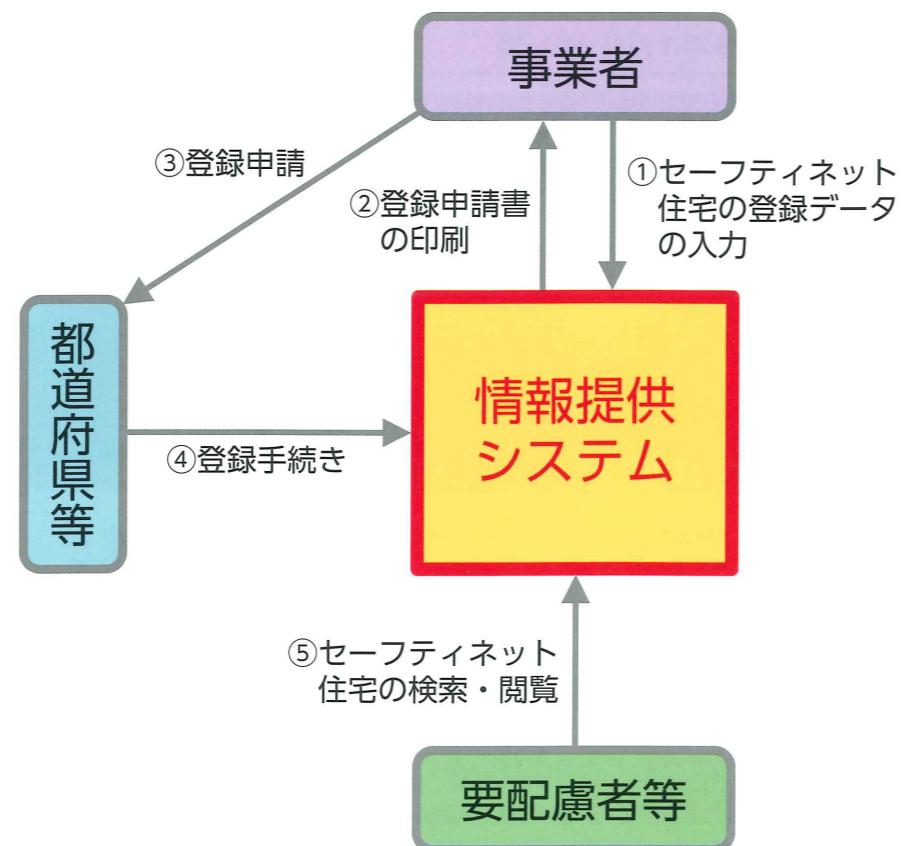
大変革期の中、一社での対応には限界があります。國の方針に基づいてJBNは団体で対応します。新しい形で工務店が地域に必要とされる存在になれるよう皆様とがんばりたいと思います。

2018元旦

## 新たな住宅セーフティネット制度スタート WEB上で情報提供

改正住宅セーフティネット法が10月25日に施行され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度など、民間の賃貸住宅や空き家の活用を盛り込んだ新たな住宅セーフティネット制度が始まりました。国土交通省は制度開始に先立ち、10月20日から「セーフティネット住宅情報提供システム」(<http://www.safetynet-jutaku.jp>) の運用を開始しています。

システム上では、誰でもセーフティネット住宅の検索や、所在地、家賃などの情報を閲覧することが可能。加えて、セーフティネット住宅の登録者はデータの入力や登録申請書の印刷等が可能で、都道府県、政令市、中核市の登録事務担当者は登録データの管理などの機能を利用することができます。操作などに関する問い合わせは事務局（すまいづくりまちづくりセンター連合会内）☎03・5229・7578まで。



## 自立循環型住宅設計ガイドライン改修版発行

住宅分野のエネルギー消費量削減の取り組みとしては、2020年の新築への省エネ基準適合義務化やZEHの推進など、新築分野では環境整備が進んでいますが、欠かせないのが既存住宅対策です。既存住宅のうち現行の省エネ基準レベルの断熱性能を有しているものは6%程度といわれており、省エネ性能向上リフォームは喫緊の課題です。

ただし、新築の省エネ設計と比べ、断熱化などの改修の設計はより高い知識・技術が必要です。そのため、建築環境・省エネルギー機構と建築研究所、国交省国土技術総合研究所は1月、「自立循環型住宅への設計ガイドライン」の“改修版”を発行します。

同設計ガイドラインはこれまで温暖地版、蒸暑地版、準寒冷地版が出されており、日本の住宅の省エネ設計の基礎・基本として多くの工務店・設計事務所が講習会に参加して

います。省エネ改修に関しては2010年に「既存住宅の省エネ改修ガイドライン」が発行されていますが、こちらは省エネ改修の様々な工法の解説に重点を置いた内容。一方、「自立循環・改修版」は、改修工法も包摂して、躯体・設備の省エネ改修の設計方法をまとめています。

内容としては△施主のニーズを把握するための各種チェックシートの整理△既存躯体の調査方法と調査結果に応じた断熱方法の選択方法△部分断熱の場合の断熱指標(部分熱損失係数Q)の提案△改修ならではの施工方法一一等も掲載。改修によってエネルギー消費量がどれだけ削減できるかなども示される予定です。

テキスト発行とあわせて、1月末から全国で講習会も開催されます。テキストは講習会を受講しなければ入手できません。

## 設立10周年で記念大会開催 ~リフォーム団体登録制度への登録も報告~

### 大会概要

日時：2017年(平成29年)11月14日(火)・15日(水)  
主催：一般社団法人JBN・全国工務店協会  
行程：14日 式典・基調講演・懇親会  
15日 分科会



11月14・15日、東京都内でJBN 10周年記念大会を開催。設立から10年を迎え、10年間の事業報告を行うとともに、今後の工務店の継続のために、大工育成やリフォーム、中古住宅流通市場への取り組みなどについても、現状や今後の方向性を発表。また、一般社団法人JBN・全国工務店協会が11月9日に国土交通省のリフォーム事業者団体登録制度に登録されたこともあわせて報告された。

青木会長は開会のあいさつで、まず設立時に会員40社から出資を受けたことを明らかにし「この10年間リーダーとなってJBNを作ってくれた」と謝意を表明。現在では、全都道府県に会員がいる会となつたが、まだ「途半ば」だとし「若い人にとって魅力のある業界、世の中に必用とされる業界になり、地域の実態に応じ政策提案ができるよう努力していく」方針を明らかにした。

基調講演では、国交省の伊藤明子・住宅局長が登壇。青木会長へのリフォーム事業者団体登録制度の登録証授与も、同時に行われた。伊藤局長は、工務店に対し、提案力の強化やリフォーム等への対応、地域密着などを期待すると話し「人口減少社会では、地域に密着して情報を持っている人が勝つ。次の時代を担ってほしい」と呼びかけた。



## 「安心R住宅」4月スタート

2018年4月から「安心R住宅」のマークを表示した既存住宅の流通がスタートします。「安心R住宅」は、①基礎的な品質（新耐震基準、既存住宅売買瑕疵保険の検査基準に適合）、②リフォーム工事の実施、③情報の開示——が行われている住宅で使用できる制度。国に登録した工務店団体・リフォーム工事業団体等に加盟している事業者が、「安心R住宅」のマーク

### ■「安心R住宅」の「安心」とは

- 「安心」とは、
    - (1)「昭和56年6月1日以降の耐震基準（いわゆる新耐震基準）等に適合すること」
    - (2)「インスペクション（建物状況調査）を実施し、構造上の不具合及び雨漏りが認められず、住宅購入者の求めに応じて既存住宅売買瑕疵保険を締結できる用意がなされているものであること」
- を意味しています。

### ■「安心R住宅」の「R」とは

- 「安心R住宅」の「R」は、Reuse（再利用）、Reform（改装）、Renovation（改修）を意味しています。

ク等標章を使用することが出来ます。登録団体は「リフォーム工事の実施判断基準」等を定め、相談窓口も設けます。この制度を通して、問題があるリフォーム事業者等を排除し、優良なビルダーによるリフォーム市場の活性化なども期待されます。



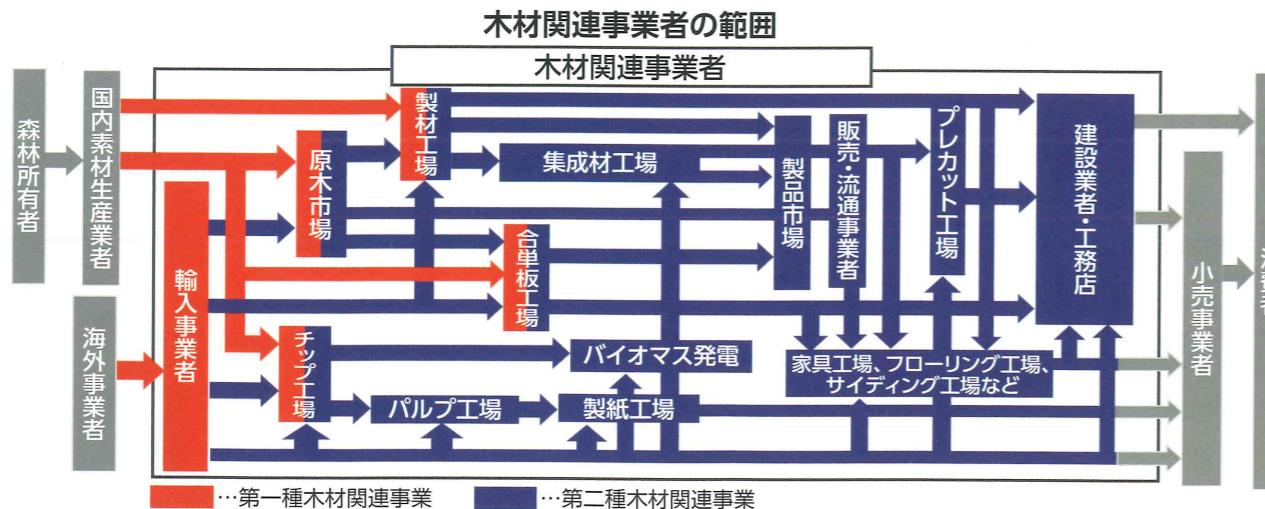
「安心R住宅」のロゴマーク

## 「クリーンウッド法」がスタート 林野庁「確実な合法材の国産材使用を」

森林の違法伐採を防ぎ、合法伐採木材の流通・利用促進を目的とした「クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）」がスタートしました。登録実施機関の（公財）日本合板検査会、（公財）日本住宅・木材技術センター、（一財）日本ガス機器検査協会、（一社）日本森林技術協会、（一財）建材試験センターの5団体は順次登録業務を開始しています。木材製品の製造・販売を行うおよそすべての事業者が登録の対象で、木造住宅を建てる地場工務店も登録することができます（第二種木材関連事業）。林野庁は特に「確実な合法材である国産材を使ってほしい」と訴えており、地場産材・国産材を積極的に使用している工務店が「登録木

材関連事業者」という名称を掲げて営業することが期待されています。

クリーンウッド法では第4条で「国は、教育活動、広報活動等を通じて、（略）国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずる」と定めています。現在も施主を山に案内し家づくりに使われる木材の伐採現場を見学するといった取り組みをしている工務店も多く、地域型住宅グリーン化事業のグループでもそうした川上から川下までをつなぐ実践例は少なくありません。こうした川上から川下までを地域でつなぐ取り組みが、合法伐採木材の利用促進や国産材利用拡大に繋がると考えられます。



## 告示改正で耐火・準耐火構造の仕様追加

国土交通省はこのほど、耐火構造と準耐火構造の構造方法について、仕様を追加する告示案をまとめました。国土交通大臣の認定を受けた仕様のうち、認定実績が多く一般に普及しているもので、検証の結果、一般的な基

準として告示に定められることを確認した仕様を、告示改正で追加します。近く公布、施行される予定です。告示される仕様は表の通り。

### ①耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1399号）【別紙1】

区分	部位	構造・下地	防火被覆
耐火構造（2時間）	柱	鉄骨	けい酸カルシウム板（かさ比重0.35以上）50mm以上 けい酸カルシウム板（かさ比重0.15以上）55mm以上
	はり	鉄骨	けい酸カルシウム板（かさ比重0.35以上）45mm以上 けい酸カルシウム板（かさ比重0.15以上）47mm以上
耐火構造（1時間）	柱	鉄骨	けい酸カルシウム板（かさ比重0.15以上）27mm以上
	はり	鉄骨	けい酸カルシウム板（かさ比重0.15以上）25mm以上
	柱・はり	木材又は鉄材	強化せっこうボード総厚46mm以上（2枚以上張ったもの）
	床	木材又は鉄材	強化せっこうボード総厚42mm以上（2枚以上張ったもの）【表側】 強化せっこうボード総厚46mm以上（2枚以上張ったもの）【裏側又は直下の天井】
耐火構造	屋根	木材又は鉄材	強化せっこうボード総厚27mm以上（2枚以上張ったもの）
	階段	木材	強化せっこうボード総厚27mm以上（2枚以上張ったもの）

### ②準耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1358号）【別紙2】

区分	部位	防火被覆等
準耐火構造	屋根	構造用合板等9mm以上【野地板】 及び 強化せっこうボード12mm以上【屋内側又は直下の天井】

## 共同住宅の宅配ボックス設置部を容積率規制の対象外に

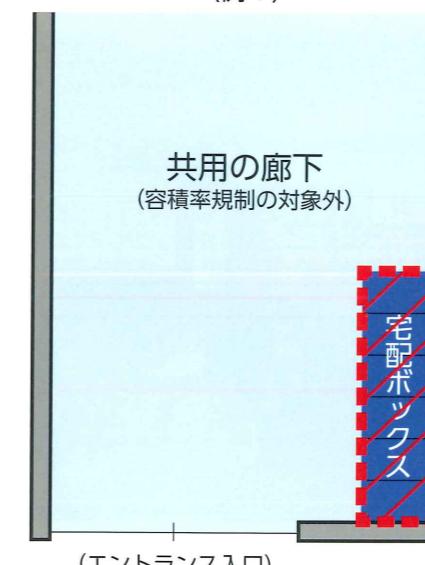
国土交通省はこのほど、共同住宅で、共用廊下と一緒にされた宅配ボックス設置部分については、建築基準法に規定（第52条第6項）する共同住宅の共用の廊下の用に供する部分として「延べ面積には算入しないものと扱って差し支えない」とし、容積率規制の対象外とする方針を明らかにしました。

具体的には、宅配ボックスなどを使った宅配物等の一時的な保管や預け入れ、取り出しをする部分で、共同住

宅の共用廊下と扉（防火戸等を除く）で区画されず、廊下から直接出入りする場合は、延べ面積には算入しないということです。

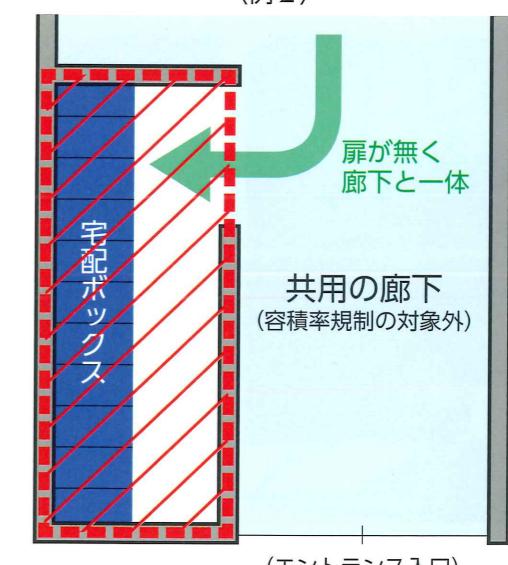
国交省は宅配ボックスの設置促進が働き方改革や、物流生産革命で重要だとして、共同住宅やそれ以外の住宅・建築物への設置促進に向け、設置部分の現状調査や、更なる施策を検討する考えです。

〈例1〉



共用の廊下  
(容積率規制の対象外)

〈例2〉



扉が無く  
廊下と一体

共用の廊下  
(容積率規制の対象外)